

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年10月3日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

上菅田笹の丘小学校 普通教室及び給食室厨房空調設備修繕

2 履行場所

横浜市保土ヶ谷区上菅田町134番地1

横浜市立上菅田笹の丘小学校

3 契約日

令和7年6月17日

4 履行日又は履行期間

令和7年6月30日

5 契約金額

82,500円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市港南区笹下5-10-8

株式会社協栄電設

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

複数の普通教室及び給食室厨房の空調機が作動しない状態となり、職員が行える限りの対応を行ったが数日たっても状況が改善しなかった。早急に対応しなければ、児童、教職員の健康に支障を生じる恐れがあり、学校運営に著しく支障をきたすため、緊急契約での修繕を行った。

8 契約の相手方の選定理由

有資格者名簿の中から対応可能な業者を選定した。

9 所管

横浜市立上菅田笹の丘小学校